

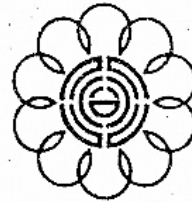
平成5年度

## 第25回 越谷市民文化祭

平成5年11月20日(土)～23日(火)

### 越谷市郷土研究会展示部門出品紹介

於 越谷コミュニティセンター 大ホールホワイエ



- ◇周りの10個の輪は、昭和29年11月3日に合併した十町村である  
二町八ヶ村（「越谷町」の誕生）をあらわす。  
十町村とは、越ヶ谷町・大沢町・桜井村・新方村・増林村・大袋村・  
萩島村・出羽村・蒲生村・大相模村をさす。
- なお、市に昇格したのが昭和33年11月3日。
- ◇中央部周りのデザインは、カタカナの『コ』を4個集めたもの。  
つまり、越谷の『越』（「コ4」）を意味する。
- ◇中心部のデザインは越谷の『谷』の文字を図案化したものである。

第二十五回 市民文化祭の  
越谷市郷土研究会展示作品リスト

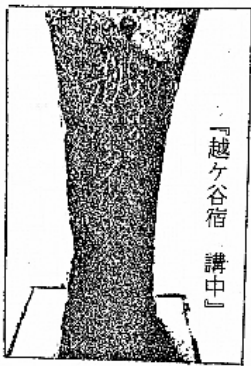
番号	題名	頁	出品者名	住所
1	越谷宿富士講中の寄進灯籠 越谷に落ちた隕石	2	小原勘三郎	宮本町三丁目
2		3	小島 誠	平方
3	旧平方村の石仏類	4	加藤 幸一	春日部市 大枝
4	明治天皇田植御覽の処	26	鈴木 秀俊	宮本町二丁目
5	仏像の理解と鑑賞	28	高橋 清	新川町一丁目
6	旧出羽村の文化活動	29	名倉 さわ	新川町二丁目
7	綾瀬川の源流	30	宮川 進	千間台西三丁目
8	市神神社	32	山崎善司(故人)	弥生町
9	一ノ網土橋架け替えについて	1、44	吉田 敏子	袋山

※右の展示作品に関する問い合わせ先は、谷岡隆夫(当会幹事長、裏表紙に連絡先あり)まで

1  
越谷宿富士講中の寄進灯籠

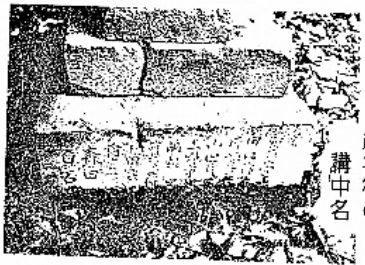


木曾呂の富士塚(鳥居右隣の大木の裏)  
園指定民俗文化財)は、一八〇〇  
(寛政十二)年、富士講の進見知  
重の発願によって、見沼代用水と  
通船堀の連結点に築造された。  
高さ五・四m、直径二十mの頂上  
にはお鉢めぐりができるように穴  
が掘ってあり、今日では入り口が  
埋没しているが、塚を貫いて胎内  
めぐりができるようになっていた。  
埼玉県の富士塚では最もふるく、  
庶民信仰の様相を示すもので、貴  
重である。



「越ヶ谷宿 講中」

塚の周囲には、一八〇四  
(享和四)年、越谷富士講  
中二三名の寄進による灯籠  
一对(高さ一m、基壇幅五  
〇cm)がある。



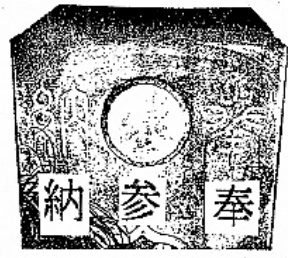
越谷宿の  
講中名

小原 勘三郎

越谷宿二三名の連名  
先達

- 加藤安工門 会田三之助
- 田口作治郎 穀屋彦兵衛
- 片嶋善治郎 小泉市五郎
- 山田茂兵衛 鎌倉屋□兵衛
- 上野市兵衛 足袋屋□兵衛
- 嶋根 マツ 会田□兵衛
- 萌屋伝兵衛 加藤□五郎
- 田広工門 鈴木□□門
- 村上 スミ 柳瀬□治郎
- 森田 マ□ 加藤熊治郎
- 白石勘□□ 和加谷常七
- 田□久兵衛

一八三三(天保四)年  
丸参講の信者の協力によ  
り寄進された水鉢。  
このほか数多くの富士信  
仰を物語る記念碑がある。



## 2 越谷に落ちた隕石

小島 誠



写真①  
越谷の隕石

『隕石、民家を直撃』  
新聞に報ぜられたのは、昨年十二月、島根県美保町惣津・松本優さん宅のことです。二階の屋根から一階の床まで突き抜けました。  
ところが、一九一四（大正三）年十月、南埼玉郡桜井村（現越谷市）大字大里五四一番地・中村喜八氏（現勉氏）所有地に隕石（写真①）が落下したのです。

当家の古老の話によると、近所の方が、夜明け前に井戸端で洗面中、西方の方から物凄い音をたてて迫るものがあり、吃驚仰天「お化けだ」と叫びながら家の中に飛び込み、戸を締めたとのことです。

その後、数ヶ月して耕地に行き、一m余の深さにあるこの石を発見しました。横幅約十八cm・高さ十cm・重さ四kgありました。  
今も家宝として大切に保存されています。

隕石とは、流星の大きなものが地上に落ちる時、空気との摩擦で燃焼しきれないもので、三種類あります。

- 一、石質隕石
- 二、石鉄隕石
- 三、鉄隕石

写真②  
アリゾナ州の隕石



写真②は越谷児童館にある約二万年前の鉄隕石です。  
アメリカ・アリゾナ州に落下したもので、重さ十一kgと大きさの割りに非常に重いものです。

## 3 旧平方村の石仏類

加藤 幸一

### 1. 石仏とは

私は、「石仏」（いしぼとけ）は拜むための仏様の像容を石に刻んだ石造物としてとらえている。更に像容の代わりにその仏様の名称が刻まれた文字塔も石仏とみなしている。

一方、厩塔・宝篋印塔・五輪塔・無縫塔等の最後に「塔」の言葉がつく石造りの供養塔や墓標をかねた供養塔である墓石などは「石塔」としてとらえるべきであろうが、ここでは「石仏類」として含めてとらえてみた。

江戸時代に造立された石仏類は、いくつか消滅したこともあるが、現代人に顧みられないまま今でも意外と身近な所に多く存在している。さまざまな石仏類を見ることによって当時の庶民の信仰の様子をかいま見ることができ、そればかりか石仏類に刻まれた人名などの文字を丹念に解読していけば、郷土の歴史を解明する貴重な歴史的資料ともなる。いまや石仏類の重要性は勿論、その存在すら忘れられている。そして開発の波にのって、石仏類はこの世から消滅しつつある。そこでこれらの歴史的遺産を正確に記録し、今後の郷土史の解明の基礎資料として残したいと思い、平方地区のみに限ってはあが調査した一部をここに紹介する。詳細については林西寺に資料を置いておくので資料請求の上（無料）ご活用下さい。

### 2. 平方村の石仏類紹介（主なもの）

図1は念仏塔である。「南無阿弥陀仏」と唱える念仏信仰集団である念仏講が建立したものである。主尊は本来は阿弥陀如来なのであるが、ここでは宝珠と錫杖を持った地藏菩薩である。極楽浄土の信仰が宗派を越えて社会の隅々まで浸透していたことがわかる。

図3は石橋供養塔である。日光道中から現在地に入る所に橋が架けられていた。ここに新たに石橋が建立されたことを記念し供養の意味も込めてこれを造立したのである。この石塔に刻まれた銘文によると、造立した一人である願主・信誓意寛は浅草観音に毎月参拝し、それを三年間も続けたという。江戸との人的交流がうかがえる。

図5、9などは普門品供養塔である。普門品という經典の名を刻んだ刻経塔である。「普門品」とは「法華経」の中にある「観世音菩薩普門品第二十五」をさしている。俗に「観音経」とも呼んでいる。普門品供養塔は観音経を誦する信仰が

庶民の間に広まっていたあらわれである。

図2、6、7、8などは庚申塔である。青面金剛の像を刻んだものと「青面金剛」とか「庚申塔」と文字で刻んだ文字庚申塔とがある。像容塔の方は「日月・青面金剛・二鶏・三猿」が基本形である。青面金剛は手は六本あり、それぞれにさまざまな武器を持ち、足元に鬼を踏み潰している。

図10の石塔には、「女帝」との文字が見られる。つまりこの頃すでに「女体神社」の「女体」の代わりに「女帝」の文字が使われていたことを示すものである。

図11は無縫塔(卵塔)を描いた墓石である。この神社の東側にあった寺院跡地から移された石仏類の一つである。図29のように無縫塔は僧侶の墓石によく使われた。

図12、18、65は六十六部廻国塔である。六十六部廻国とは、大乗妙典(法華経)をわが国の六十六カ国すべてに納めることを目的として六十六カ国を廻ることである。

図13、34、35、36は馬頭観音菩薩像である。運送馬や農耕馬が普及するにつれ、江戸時代中頃から馬を使用する人々によって馬頭観音の信仰がさかんになった。それにもない馬の供養や馬の無病息災の祈願を込めて三面多臂の馬頭観音菩薩の石仏が全国各地で造立されるようになった。そして時代が下るにつれて死馬の供養としての墓石もみられてくる。この場合は一面二臂となる。図13や34、36は馬の墓石であろう。

図14は道しるべを兼ねた文字庚申塔である。庚申塔の向かって左側面に「向大どまり道」と刻まれている。今はないが、ここから田を突っ切って大泊に通じる道があった。旧平方村案内地図を参照されたい。

図15は宝篋印塔である。本来の目的は宝篋印陀羅尼経をこの石塔の中に納め、その経典の供養のために造立されるものであるが、江戸時代中頃から村の有力者の墓石として多く造立されるようになった。

図16は板碑型をした初期の墓石である。板碑とは中世に見られた供養塔で、頂部が山形になっている。図20は六阿弥陀参りのために寺院に建てた標識である。六阿弥陀参りとは阿弥陀如来を安置している六ヶ所の寺院を春と秋の彼岸に巡拝する信仰である。江戸の町で盛んに行われた。この越谷地域にも江戸の六阿弥陀参りをまねて「新六阿弥陀参り」として行われたのであろう。現在、増林の林泉寺に「新六阿弥陀二番」、登戸の報土院に三番、ここ林西寺に四

番、大泊の安国寺に五番、大松の清浄院に六番の標識が残っている。すべて阿弥陀仏を本尊とする浄土系の寺院である。一番は不明であるが、天岳寺かもしれない。

図24、25、26、53は「南無阿弥陀仏」と六字名号が刻まれた名号塔である。

図27、30は六面幢に描かれた六地藏菩薩である。六地藏は、苦しみの「地獄」、貪りの「餓鬼」、愚かさの「畜生」、争いの「修羅」、「人」(人間)、喜びの「天」(天上)の六つの迷界である六道を輪廻転生する人々がどこにいて迷っていても救いの手を差し伸べられるようにと、六つの分身として表されたものである。図27は、向かって右側から幢幡(一種の旗)を持つ地藏、合掌する地藏、幢幡を持つ地藏、両手で宝珠を持つ地藏、柄香炉を持つ地藏、宝珠と錫杖を持つ地藏。図30は、向かって右側から右手は柄香炉を持つ地藏、右手は施無畏印で、左手は宝珠を持つ地藏、右手は錫杖を持ち、左手は与願印の地藏、両手で幢幡を持つ地藏、右手は錫杖、左手は宝珠を持つ地藏、両手で教珠を持つ地藏となる。上部には、迦化六道、拔苦與樂、法界平等と刻まれている。

図29は白石六兵衛が建立した供養塔で、子供にすがられている地藏が描かれている。地藏にすがると子供は安永八年(一七七九)八月二十四日に亡くなった到開童子を指し、その両親は孝善長順信士と園善恵林信女であろう。

図31は吞龍上人の墓石である。太田市の金山にある大光院は「子育て吞龍」で有名であるが、吞龍上人は平方村の隣にある一ノ割村(現、春日部市)で生まれ、十四才の時に林西寺に入り、その後の天正十二年(一五八四)に第九世の住職となっている。吞龍上人が大光院を開山したのは後のことである。吞龍上人は大光院にて元和九年(一六二二)に亡くなっているが、その時に大光院に造立された墓石はここ林西寺に造立された墓石と同じであるという。

図38、50は不動明王三尊像である。中央には炎の中に岩座にすわる不動明王が剣と網索を持ち、下には不動明王の脇侍である矜羯羅(向かって右)・制多迦(向かって左)の二童子がある。矜羯羅童子は優しい顔付きをして立って、開敷蓮華(蓮の花が開いた花)と未敷蓮華(まだ開いていないつぼみの花)とがついた長い蓮華の柄を、左手は上げて右手は下げて両方の手で持つ姿である。また制多迦童子は怖い顔付きをして、半跏座で、左手は胸のあたりの衣をつかみ、右手は下げて宝棒を持っている姿をしている。これらの像容は成田山新勝寺のものと同じである。

図41の「大天狗」「小天狗」を伴った石尊大権現とは神奈川県の大山にある阿夫利神社の本尊である。大山石尊さん(大

山大聖不動明王石尊大権現の石尊参り（大山参り）は、江戸時代に関東のみならず東海一円で盛んであった。

図47は図3と同じ石橋供養塔である。昔はこの地に橋が架かっていた。つまり近くの古利根川から用水とし水を取り、その用水路は平方五一二番地の小川家と六二九番地の中村家との間を通って平方北通り（この名称は越谷市制施行三十周年を記念して名付けられたもの）を横断していた。小川家を利用して平方北通りに出る直線の道は用水路跡地である。

図52は十三仏塔である。最上段には虚空蔵菩薩、二段目は向かって右側から大日如来、阿闍如来、阿弥陀如来、三段目は薬師如来、観音菩薩、勢至菩薩、四段目は宝塔が描かれていない弥勒菩薩、地藏菩薩、普賢菩薩、最下段は不動明王、釈迦如来、文殊菩薩の計十三の仏さまが描かれている。十三仏信仰とは、十三仏をそれぞれの忌日に本尊として死者の追善供養をするものである。この十三仏信仰の名残が今日でも見られ、人が死亡してから七日目の初七日の法事（法要）から始まって、三十三年目の三十三回忌までの計十三回の法事にそれぞれの本尊として配当されている。

図53は浄土宗を開いた円光大師法然の像が見られる。法然は「専修念仏」（専ら念仏を修めなさい）を奨励し、百万遍唱えることを目標とさせている。この名号塔には「百万遍」との文字が刻まれている。

図57は平方一〇〇番地の大塚家にある墓石である。この墓石には次のような言い伝えが残っている。戸崎の宇田川家（現、平方一〇五七）より大塚家に嫁いだ娘（この墓石の銘文によると、喚誉清倫）が亡くなると、宇田川家（銘文によると、宇田川七郎右衛門）は娘のためにこの大塚家の地に墓を建てた。そして供養しにこまめでよく出向いたが、それが大変なためこの墓石を自分の屋敷内に移した。すると宇田川家では不幸が続出した。そこで元の場所である大塚家に戻したと言う。大塚家は勿論のこと、今でも宇田川家の人によって八月二十四日の地藏盆の時などに大切に供養がなされている。なお墓石は宇田川家に向けて建てられている。

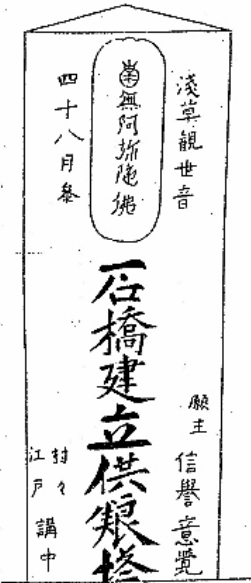
図58は水神宮の石塔である。このあたりは対岸の赤沼に渡るための渡し場があった所で、ここに渡し守を務める小早川家（現在は、平方九六三―に移転）が住んでいた。今でも小早川家の人が供養をしている。

図63は銘文を見ると「庚申の供養」と刻まれているので庚申塔である。江戸時代の寛文年間（一六六一―一七二）になると背面金剛と呼ばれる仏さまが初めて主尊として描かれるようになる。それまでは阿弥陀如来であったり地藏菩薩であったり、主尊が一定していなかった。主尊を如意輪観音菩薩としたこの庚申塔は江戸時代初期の貴重な庚申塔である。

### 1. 地藏菩薩像付きの念仏塔



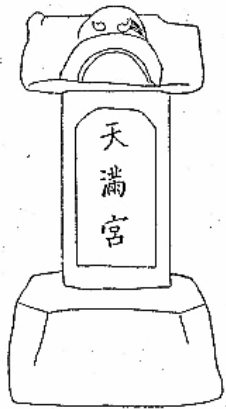
### 3. 石橋供養塔



### 2. 庚申塔



### 4. 天満宮石祠



5. 普門品供養塔



7. 庚申塔



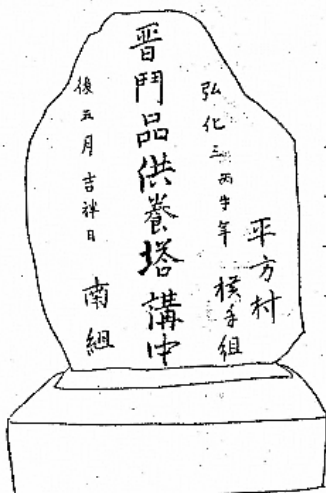
6. 庚申塔



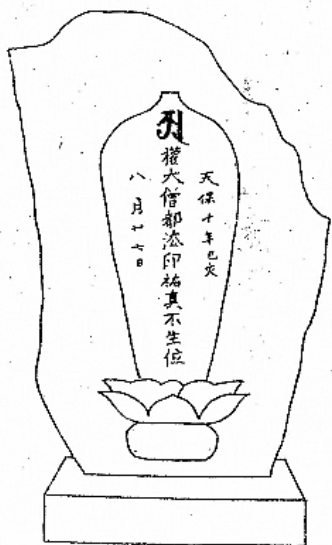
8. 庚申塔



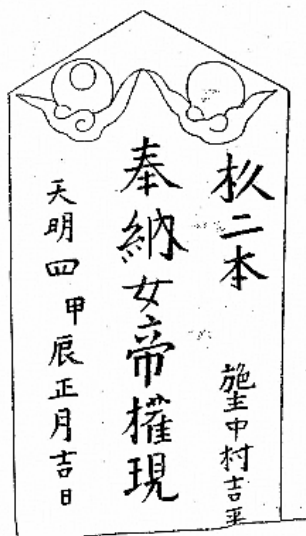
9. 普門品供養塔



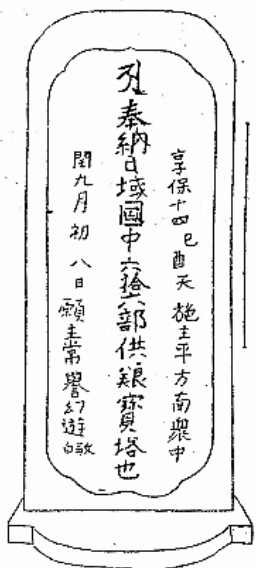
11. 僧侶の墓塔



10. 奉納記念塔



12. 六十六部廻国塔



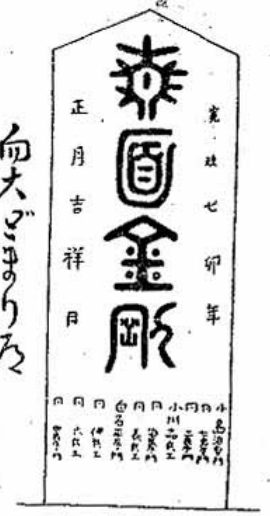
13. 馬頭観音菩薩像



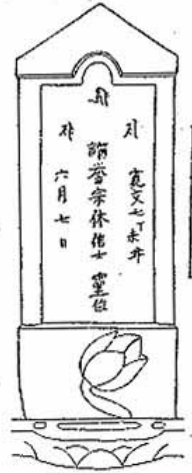
15. 宝篋印塔



14. 道標をかねた庚申塔



16. 初期の墓塔



17. 道標をかねた庚申塔



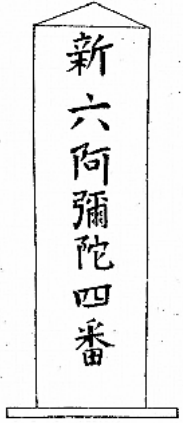
19. 地蔵菩薩像



18. 地蔵菩薩像付き  
六十六部廻国塔



20. 『新六阿彌陀仏四番』  
標識石塔



21. 庚申塔



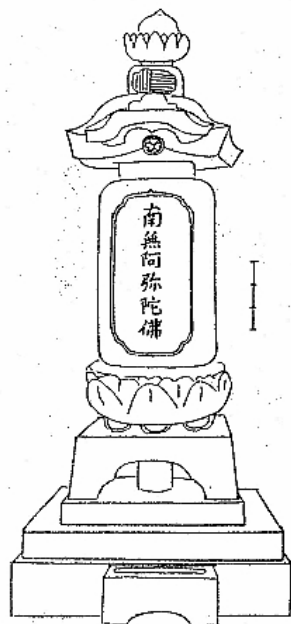
23. 庚申塔



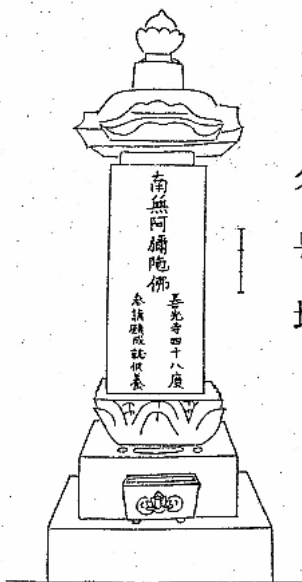
22. 庚申塔



24. 名号塔



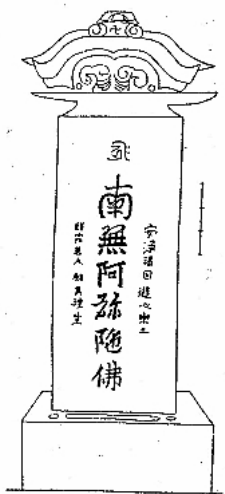
25. 名号塔



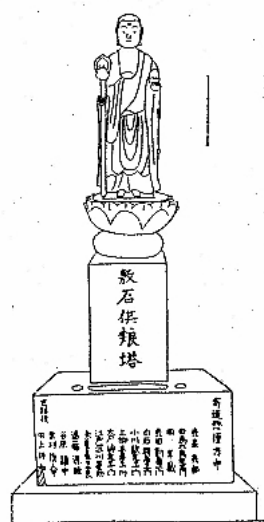
27. 六面幢六地藏



26. 名号塔



28. 丸彫地藏菩薩像付き 敷石供養塔

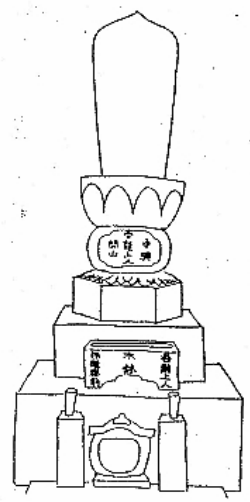




29. 地藏菩薩像



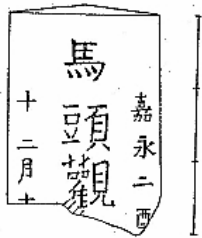
31. 吞龍上人墓標の無縫塔



30. 六面幢六地藏



32. 馬頭觀音菩薩文字塔



34. 馬頭觀音菩薩像



33. 地藏菩薩像



35. 馬頭觀音菩薩像



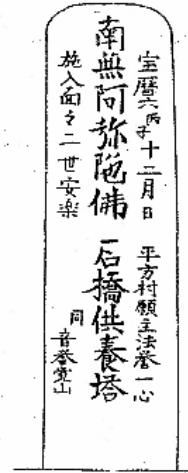
36. 馬頭觀音菩薩像



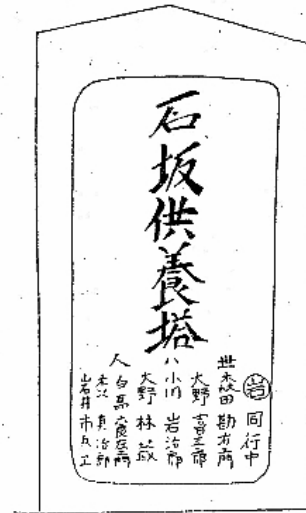
38. 不動三尊像



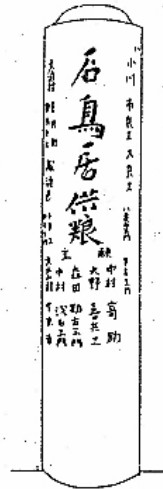
37. 名号付き石橋供養塔



39. 石段供養塔



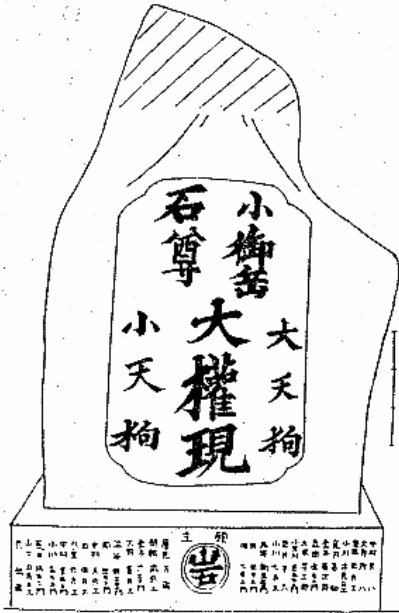
40. 石鳥居供養塔



42. 普門品供養塔



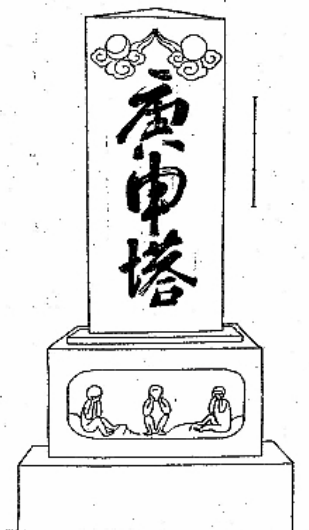
41. 小御嶽・石尊大権現



43. 庚申塔



44. 庚申塔



45. 庚申塔



48. 庚申塔



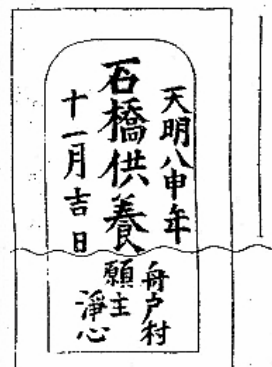
49. 庚申塔



46. 水神宮石祠



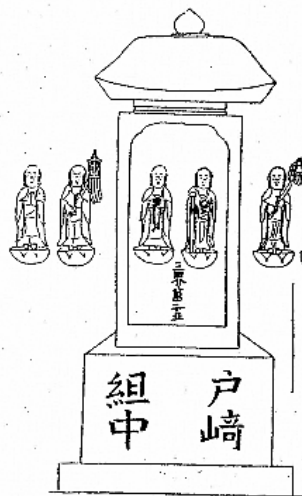
47. 石橋供養塔



50. 不動三尊像



51. 六地藏塔



52. 十三仏塔



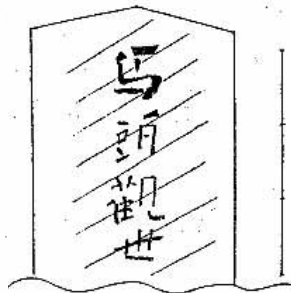
54. 庚申塔



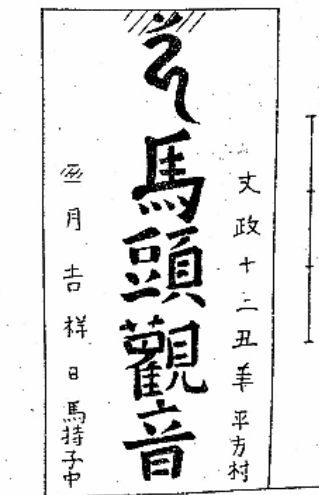
53. 丸彫り法然像付き  
名号塔



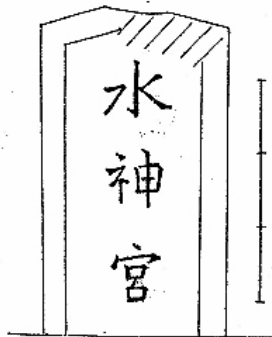
55. 馬頭観音菩薩文字塔



56. 馬頭観音菩薩文字塔



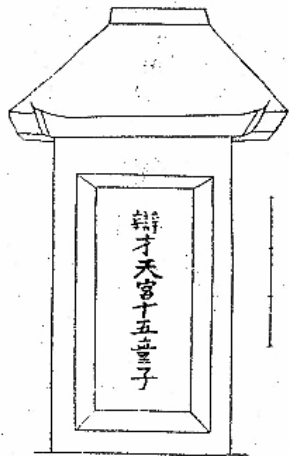
58. 水神宮



57. 地藏菩薩像の墓塔



59. 弁才天宮十五童子石祠



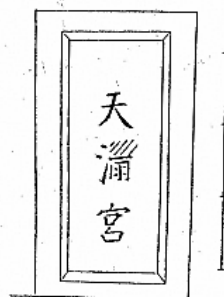
60. 本宮大権現石祠



62. 庚申塔



61. 天満宮



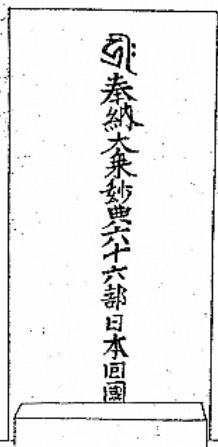
63. 如意輪観音菩薩像付き  
庚申塔



64. 千手観音菩薩像付き  
念仏塔



65. 六十六部廻国塔



平方地区内の石仏類に  
関する情報のお願ひ

旧平方村地区内で、1〜65にあげた石仏類に関するエピソード等や、1〜65にあげた以外にも価値のある石仏類があることをご存じの方は、当方までご連絡下さればうれしく存じます。

☎344 春日部市 大枝 85915  
加藤 幸一 (048-73814181)

# 旧平方村案内地図

- 1~3 白鳥文具店裏の古道北側
- 4~12 女帝(むすめ)の(女体)神社
- 13 白鳥(しらとり)家敷地内
- 14 九ノ里(くのり)家路傍
- 15 須賀家個人墓地
- 16 中村家個人墓地
- 17~31 林西寺(りんさい)

— は古道  
 - - - は現在はない道  
 // // // は会野川の川筋跡  
 (推定)

- 32~34 築谷(たけ)家路傍
- 35~37 春日部との市境路傍両側
- 38 東組共同墓地そば路傍
- 39~41 浅間(あまの)神社
- 42~46 鹿島神社
- 47 小川家近くの道路両側掘割そば
- 48~49 香取神社
- 50 戸崎基地路傍
- 51~53 戸崎基地
- 54 戸崎稲荷神社
- 55~56 川久保(かわくぼ)旧道小早川家路傍
- 57 川久保旧道大塚家路傍
- 58 川久保渡し場跡地
- 59~62 山谷(やまや)香取神社
- 63~64 堂山坊(どうざんぼう)墓地(跡地)
- 65 旧土手道西側突き当たり路傍

伊南谷村

三島神社の参道は平方3236の中島家と3700の中村家の間の空き地である。また三島神社のそばに月照院という寺院があったという。

武里駅  
大正大学定検問

大田村

①武里駅より徒歩。  
②せんげん台駅東口より

大正大学行きバスを利用。

古道は明治十三年測量、迅速二万分の地図をもとにして推定

奥州(日光)道中  
武里駅入口バス停

大枝村

大泊入口  
バス停

大泊村

舟谷(ふねや)村

# 4 明治天皇田植御覽の処

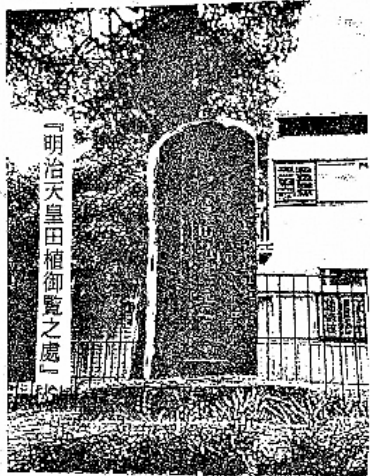
鈴木秀俊

今は繁華街の一部となった南越谷一―五(旧四号国道沿い西側)の地に建っている石碑五基のうち、向かって左端の石碑が「明治天皇田植御覽の処」の碑である。碑の裏面に「明治九年六月三日東北御巡行の砌、当地に御車を止めさせられ田植を御覽遊ばされた処である。昭和七年蒲生村に於いて本敷地を制定、昭和一六年埼玉県史跡保存の指定。」

昭和三年六月三日建之 越谷町教育委員会」と刻まれてある。

明治天皇東北御巡幸に際し埼玉県令の上奏をお聞き入れになり、その道筋に当たる南埼玉郡蒲生村地内に御車を止められ、農民の田植への状況を御覽になられた。

田植えには蒲生、登戸、瓦曾根、七左衛門、大間野の各村から二十才前後の男女が二百余名参加し、男は白たすき、女は赤たすき、新しい菅笠を戴き、水車に乗り水を汲む者五人、馬を使いしろかきをする者五人、歌声は遠近に聞こえ、あたかも一幅の活画を見るようであったという。天皇は田植えの実況に感心なされ、一同に対し酒肴料御下賜の御沙汰があり、それから大沢一丁目の元本陣大松屋、福井権右衛門宅で御小休の後、予定のとおり幸手宿行在所に向かわれた。



田植え天覽の思い出

(蒲生時報第三巻より)

七十二翁 浅見 足穂 記

六月三日はわが蒲生村の光栄ある田植え天覽記念日である。明治天皇には王政復古とともに東京に遷都あらせられ、御親政第九年、即ち明治九年六月二日帝都御発駕(御出発)東北御巡幸仰せ出され、その御道筋なるわが蒲生村は挿秧期(田植え期)に際し居たるより、本県々令白根多助氏より、農民挿秧状況を天覽に供し奉らんと上奏せしに、御嘉納あらせられたる次第なりと。

田植えの場所は、小学校(現在は東武こしがや自動車教習所)北脇より三軒家(武蔵野線陸橋通り)に至る間の圍道(旧四号)左右掘添い二枚宛と定められた。三日前より準備し、田植え人夫は蒲生、登戸、瓦曾根、七左衛門、大間野の諸村より田植えになれたる男女二十前後の者すべてに、新しき野良着物、男は白褌、女は赤褌、新しき菅笠をかぶり、過失等なきようにと村役人、父兄など付き添いにて出場せり。

三日朝より晴れ渡り、午前八時三十分草加行在所御発駕。午前十時本村に入らせられ、警官厳重に警戒の中を近衛騎兵を先駆とし、白根県令乗馬にて御先導申し上げ、次に天皇旗を近衛騎兵捧持して進行し、続いて鳳箠徐行あらせられ、供奉の人々は皆馬車にて、やがて田植えの場所にて暫し御駐駕、田植え状況を天覽あらせられたり。

この日、かつてなき鳳箠の御通過にて、当地の人々は、我も我もと拝観の光栄に浴せんと四方より群集し、名状すべからざる混雑を呈した。当時十九才の若人にて光栄ある田植えにせし余も七十才の老翁となり、当時を回顧すれば、国家興隆、皇室の御盛運、国民福祉等々(うたた)古昔の感に堪えぬものがある。

大君のみそなはします田植えに

つらなるわれの昔をぞ思ふ

若人のこころに深くとめかねて

今更ながら思ひ浮かべぬ

参考文献 越谷市の史跡と伝説

越谷市教育委員会

越谷市文化財保護委員会



右の写真「明治天皇大沢御小休所」の碑

元は越谷宿本陣の大松屋福井家門前にあったが、現在は大沢小学校の庭に移建されている。右側面に、史跡名勝天然記念物保存法により昭和十五年八月史跡として文部大臣指定。左側面、昭和十七年四月

# 5 仏像の由来と観賞について

高橋 清

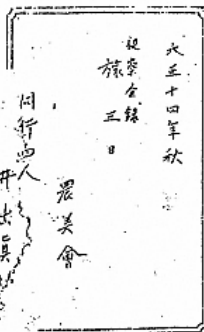


- 日本人はいずれの宗教をも信ずることのできる民族である。吾が國に仏教が伝来してはば千五百年となる。日本人の仏教はすっかり血肉となつてゐる。そこで仏像の由来と認識をあらたにして観賞すると更に意義深いと思ふ。
- 一、如来の像 如来とは真理を悟りきつた仏様を謂う。  
釈迦如来、阿彌陀如来、薬師如来など。
  - 二、菩薩の像 菩薩とは真理を求めて自ら修行し他を導く聖衆。如来より一段と吾々人間に近い存在なので如来様にかわつて吾々の願いを聞いてくれたり、教えを広める役目をもつた仏様。観世音菩薩、地藏菩薩など。
  - 三、明王の像 教化のむづかしい衆生を「折伏」で救済するのが役目。そのため多くは「忿怒」の姿をしている。不動明王、五大明王、愛染明王など。
  - 四、天部の像 仏法を守る神としてあがめられている。元來「天界」にすんでゐるので天がつく。仏教を守護する異教の神々である。梵天、帝釈天など。
  - 五、高僧の像 歴史上実在した人物や宗祖・高僧などの像。  
弘法大師、伝教大師、日蓮上人など。
  - 六、習合神の像 仏教は日本に渡つてくるあいだ各地土着の神々、中國の道教的神仙、又日本古來の天神地祇などと交流し定着した。  
吾が國では本地垂迹説・神仏混淆説である。権現様、十大弟子、羅漢像など。

参考文献 柳ぎょうせい発行 日本の仏像大百科

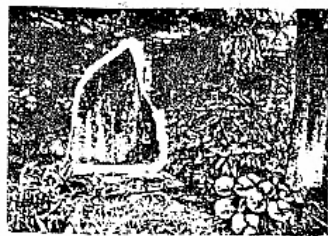
# 6 旧出羽村の文化活動

名倉 さわ



写真①

同野山人  
丹波市  
中村春道  
糸金御持  
小舟三子



写真② 薬師堂の句碑

旧出羽村は、越谷市の最西端に位置し、綾瀬川を境として川口市と隣合せになる。丘陵地帯の川口に対して、旧出羽村は低地帯である。農家の殆どは、米を主とした専業農家であった。その他、慈姑・蓮根も作られ、副業として裏膳の薬細工がさかんであった。

農美会紀行

その素朴な農民生活にも、文化の一灯が生まれていた。

大正十四年、数人の方が手作りの和本・農美会紀行を作成した。

他の地を視察され、文章と共に五七五詩が記されている(写真①)。

農美会紀行も今は色あせ、文字のかすれもあるが、昔の農村文化の証として残しておきたい。

越巻薬師堂の句碑

越巻には一七二三(正徳三)年建立と伝える薬師堂がある。

堂の傍らに一八六四(元治元)年の句碑があり、表に寺子屋の師とみられる薰休居士の句がある(写真②)。

「砧うつ 里の遠さや 花曇」

遠く地を這いつつ、砧を打つ音が聞えて来るようだ。

碑の裏には数人の門下生の句も刻まれている。当時、越巻を中心に俳諧や歌などの文化活動が盛んであったことを偲ばせている。



# 7 綾瀬川の源流

宮川 進

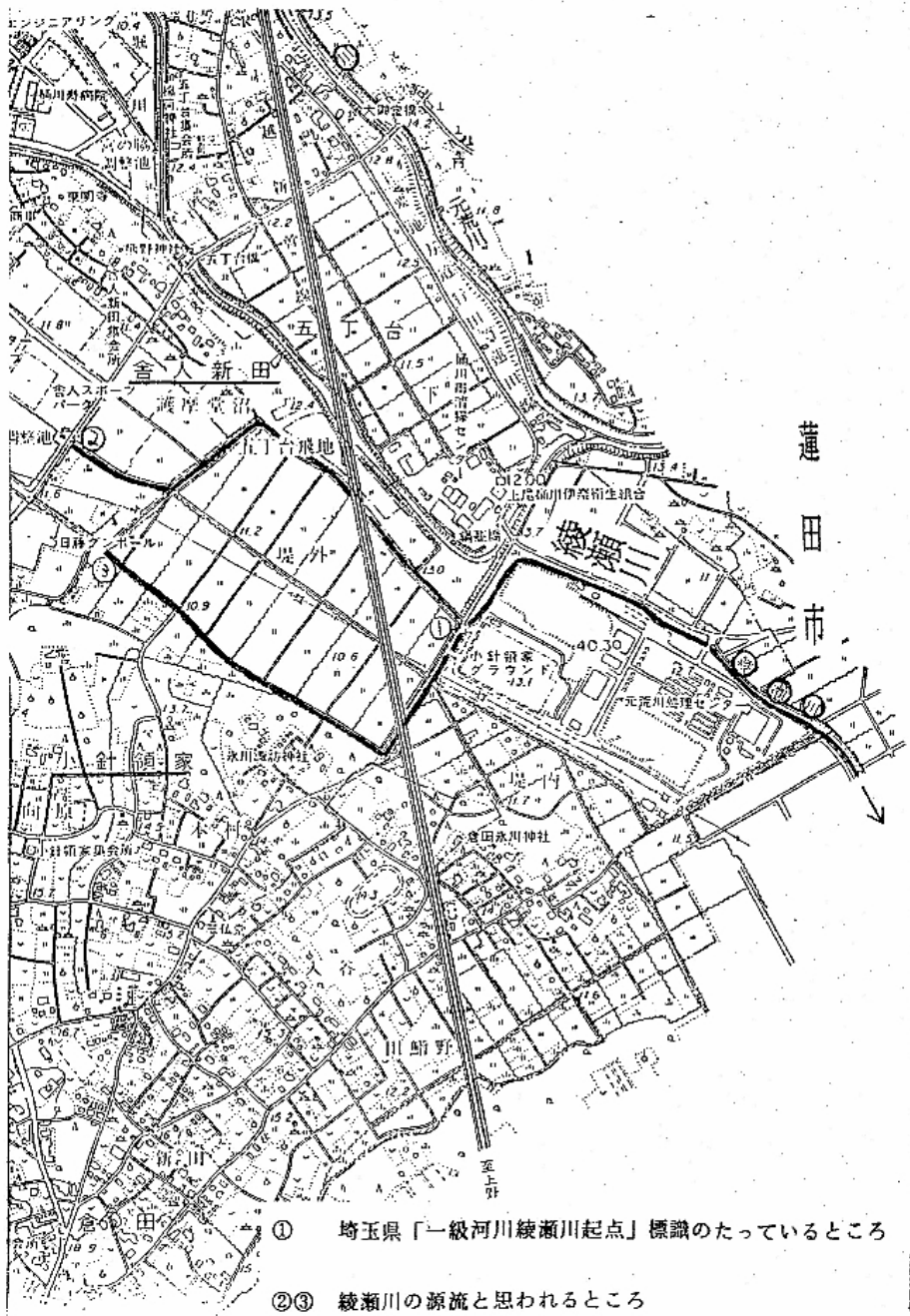
私達の街・越谷市の西端を流れる綾瀬川、その源流・水源はどこにあるのでしょうか。  
 荒川は江戸時代・寛永6（1629）年まで、いまの元荒川の流路を流れていました。そして、ある時期には、主流が綾瀬川の流路を流れていたこともあったといわれています。  
 たしかに、現在でも桶川市において、この二つの川の間距離は約270メートルと非常に近く、お互いがその分流をなしてきたことが十分推察できます。

寛永6（1629）年、幕府の代官・伊奈忠治により「瀬替」が行なわれた結果、荒川の水は現在の流路（それまでの入間川筋）を流れるようになりました。

その後、いまの元荒川は熊谷市久下にある埼玉県水産試験場熊谷支場の二つの井戸から汲み上げられた水を主水源にしています。

そして、綾瀬川は……  
 埼玉県公式の綾瀬川起点標識は元荒川終末処理場の西端の小川にあります。東にすぐ、元荒川の自然堤防が見えるところ。実際には、このあたり、桶川市倉人（とねり）新田や小針領家の雨水をうけてできた小川が、綾瀬川の源流となるようです。

綾瀬川は建設省による全国の一級河川調査で十二年連続して水質汚濁度ワーストワンという不名誉な川（総延長47・6キロ）。  
 行政の側でも、この不名誉な汚名を返上しようと水質浄化の計画を検討中ですが、私たち市民の一人一人も身近な川の名誉回復のために力を結集したいものです。



① 埼玉県「一級河川綾瀬川起点」標識のたっているところ  
 ②③ 綾瀬川の源流と思われるところ

市 神 社 越ヶ谷本町

山崎 普司

- 一、社 地 壹畝貳拾步 拾間 五間 神主 須藤撰津 助太夫 抱
- 一、社 屋 拾歩四厘 但、小屋敷 無役 助太夫分 三町割余也 助太夫 割余也
- 一、起 立 右、市神社 再興起立 嘉吉二戊午正月七日也、 社屋再建立 延享三寅年
- 一、祭 神 大日靈命 合殿 大市姫命・手力雄命

越ヶ谷町元祿檢地帳写併 越ヶ谷町鑑文化年中 福井猷貞記より

当市神社は、大沢橋のたもと、北に向かつて右手に在り、現在では珍しい草葺屋根の拝殿と、神殿造り銅版葺屋根の奥殿を具えた、小さいが立派な神社が建つてゐる。

越ヶ谷本町の鎮守、神明神社であるが、越ヶ谷六斎市の市神として、寛永年間、四丁野村より橋台と称した、当所に移したと伝えられて居り、本町の商家や住人や市の人々の間で深く崇敬されいてる。

- 石造 花崗岩鳥居 一基 明治二十八年九月
- 石造 御神燈 一對 文化十三年 本町老番組奉納
- 石造 お手洗石 屋根付き 一基 文政十三年六月吉日 古着屋仲間寄進
- 石造 鳥居寄進 記念碑 一基 明治二十八年九月 本町老番組寄進
- 石造 大神宮祠 一基 文政八年
- 木造 稻荷社の祠 一基

此の神明社には、嘉吉二年再興と記された棟札が有つたと云われるが、現在は、所在不明である。

越ヶ谷本町 市 神 社

越ヶ谷本町の橋際に建つ市神社は、嘉吉二年の棟札を持つ神社で、其の規模は小さいが(拾歩四厘)、本殿は神殿造、銅版葺屋根を持ち、拝殿は厚草葺屋根で立派な建物である。

嘉吉二年の棟札と云ふ事は、永享の乱が結城の合戦の末、嘉吉元年四月十六日、結城城が落城して終を告げた、越ヶ谷地域も又、此の合戦には結城側であった、(越ヶ谷駅四側の忌田の中に嘉吉元年記板碑の在つた事が記録され、「其の地は合戦が在り多くの戦死者の墓」と言われる伝承が残る「新編武蔵風土記稿」)、戦乱が納まり世の中が平和となり、生産が増し、交易が盛んに成つて来たので、越ヶ谷地域が「市神社」を再建出来る迄に復興したと云う事が言える。

市(いち)とは、品物の交換を行なう事、又は、其の場所を云い、毎日、又は定期に商人や生産者達が集まり品物の交換、又は、売買を行なう場所を市(いち)が立つと云ひ、常設の設備を持つ所を市場(しじょう)と云う。令制により、平城京や平安京には、官宮の市が立ち、中世以降、自足経済が余剰生産物を増すに連れ、公益の機關として、交通の便利な地や、人の集まる場所・町・市街地等各地に、市が立つ様になる。

各地域の経済圏毎に、月に六日づつ市の立つ日を定めたので、六斎市(ろくさいいち)と云う。

越ヶ谷周辺の経済圏で、毎月、六斎市の立つ市日は、次の如くである。

- 1/6日 岩槻宿・平沼(吉川)・栗橋・忍(行田)
- 2/7日 越ヶ谷・幸手・浦和・蕨
- 3/8日 三輪江・鳩ヶ谷・久喜・原市(大宮公園)・扇町屋(指扇)
- 4/9日 粕壁・騎西町場・羽生・鴻巣・向古河宿
- 5/10日 草加・杉戸・賀須・鷲宮・桶川・上新郷

市場に対しては、市庭錢（いちばせん）を課した、中世、國衛・荘園・領主は、領内の市場に対し課したものを市庭錢と云い、江戸時代には、市場運上金・名荷金・所場代等とも云い、國・荘・寺社領主・守護・地頭・藩・領等、時代と共に呼名・支記は異なるが、其の時代時代の財政を潤す財源として、重要な地位を占めて来た。

市神は、古く、律領時代、京の左右の市に神を祭つたのが初見で、後、各地の市の立つ場所に、祭られる神の事で、市の立つ場所の路傍等に、自然石 又は、六角石柱等を建てて居る事もあり、市場の発展と共に各地に、市神社が建立され、初期には、供御人・神人、各座の人々の崇仰を集め、次第に商人・周辺の生産者・町場の住人等の信仰の対象となつて行った。

### 律領時代の「市」を構成する人々

市場を構成する人々は、初期の頃は、國衛領・院領・荘園・寺社領等に住し、之等の必要物資を供給・献上する役目の部民達であつたが、此等は、供御人・神人・寄人等と云われ、自由に國・荘・寺社の領地を越えて、山野を駆け巡り原料の供給・製品に加工・売買交易（商人）・物資の移動・船による江海の運送を行ない、「市」の主役であつた為、其の自由往反・交易の自由の権利を授与され、國衛領・院領・荘園・寺社領等に対し、必要物資を供給・献上して、特権を獲得している、其の現れとして、京の市場神を祭る例に習い、「市神社」を祭り崇拝したものである。

之等の、供御人・神人・寄人等は、國衛領・院領・荘園・寺社領等に 貢納・供給・献上を盛んにして、此等の特権を獲得し、体制派への「津料」「關・渡・泊料」の免除、「諸國自由往反」「市場での交易自由」・「搬送送料」の免除の特権を授与され、自らも、國衛領・院領・荘園・寺社領等に本貫の地を持ち、体制派からの諸課徴収から逃れた。

然し乍ら、次第に原料の供給者、製品に加工する生産者、売買業者（商人）、運送者、船による江海運業者等に次第に分業化が進み、又、地域的分業化は、金銀銅の鉱山師・金銀銅地金の大鍛冶師・刀鎌鍛の小鍛冶師・燈炉

御作鑄鐵の鑄物師（イモジ）、金銀銅の細工師、桧杉真柏松等の袖師（ソマシ）、桧杉真柏松等遠材等の檢物師、建築工人、木工諸細工師、碗祭器諸道具等の木地師・漆師・塗師、土器陶器等の燒物師・土師（ハジシ）、藥草・香り物採集し売歩く香具師（コウグシ）、医師（クスシ）、塩の製塩の浜物師、塩の専売業者、魚鹽海鹽干物等の嶋浜者・沖取魚漁の漁師、鳥獸肉皮革等の猟師・調理師、馬牛家畜等の牧司、絹木綿等の糸布綿織師・染師・縫師、燈炉小照明器具の燈炉御作師、灯明油・烽火（カカリヒ）の燈松・明松（タイムツ）等の立明人、船の運搬輸送には掘取船頭等々、職業的分業、地域的分業が益々進み、此れ等の交易売買して、物資・資材を買集め京にて売る専業商人が出来て来る、やがては其れ等地域経済の担い手となり大きく「市」と共に発展するのである。

### 鎌倉時代の供御人・神人

鎌倉時代になると、律領制以来、地域性により、屋敷地や・居屋敷・取巻く耕地は、班田給付制により、農地を主とした国家態制を基軸とした、地租即ち固定資産税は、律領制度で定めた如くであるが、次第に農以外の生産物が増加し、交易が必要となり、「市」の必要性が大となり、「市場制度が確立」される、其の結果市場から「津料」取引高税を徴収する組織に、編入しようとする。

供御人・神人達の生活は、建暦三（一一二二）年十一月、「燈炉御作鑄物師等の所」へ宛てた藏人所様案「鎌倉遺文」を訪案すると、次の如くなる。

「越中国の鑄物師達は、元來照明用の釣り燈炉を作つて宮中に「備進」する供御人であつた事が解る。謀案に引用された 鑄物師等の「解状」は、凡そ次の様な興味深い内容を伝えている。

- 1、彼等は「五畿七道諸國を往反」し、「鍋・釜」は本拠地金家で製造した物を諸國に持運び販売していた、又、「鋤・鍬」は「簡單な吹簫・槌・鉄床・銃鉄を持運び村々を巡回して、打鉄し細工する、彼等は「身に芸能を付けた」「諸道の細工人」と呼んでいた、之等は、伝統的な、「諸道細工人」の在り方で、旅から旅の生活が通常の生活である。

2、平安時代末期、国衙体制と荘園制の進展は市・津・関・渡・泊等に対する規制を強めたので、彼等は通行と営業の自由を求めて、天皇家の供御人と成ったが、彼等に対する特権の授与と引換えに「営業の利潤を以て、御年貢、以下臨時の召物」を備進するものであった。

3、彼等は、荘・公の枠を超えて「市」から「市」へ、村々へ巡回して自由に、鍋・釜・鋤・鍬類を運び売・交易し、其の対価として得た「布・絹類・米穀・大豆・雑穀・雑物類」を、之等の不足している他の「市」に運び、交易して利潤を得ていたもので「往反」した生活が当時の「供御人」「神人」等の一般的な生活であった。

4、鎌倉時代になると、治承・寿永の内乱以後、支配体制が変り、諸国に守護・地頭を置く、此等、守護・地頭は、領内に「市」を整備し「津料」を懸、関を設け「通行税」を賦課した、此の爲、此の様な「新儀」は、特に「3、の商品を売買・交易する諸物師等の供御人・神人等」に対する圧迫となった。

天皇家から見た、之等の身分は、御贖買進の雑色で、彼等は、本来は天皇家の供御人で、職人的存在で「座」と云う組織の集団であり、又、「諸方兼帯の供御人」とも唱えた。

天皇家院宮の供御人・諸社寺の神人・寄人・在家・召次・大番舍人・神職等は、国衙・院宮領・荘園・社寺領等に本貫の地を持ち居住し、之等に、献上物・供御物・功物を行なつて其の身分を獲得して、守護・地頭からの諸賦課・因役・雑事等の責役に応ぜず、鎌倉幕府体制の守護や地頭支配体制との間に、年貢並びに諸税の取り分に関する紛争が絶えなかった。

### 八木家・寺社と武家との対立 「鎌倉遺文」より

1、山城国小野山供御人は、内蔵寮(くら)・主殿寮(とのも)の供御人が、兼帯で「諸社」・「諸寺」にも明松を以て仕える、「立明人」なる者が居た。

2、近江国菅浦百姓等は、建長四(一二五二)年、比叡山檀那院の支配下に在り。「菅浦文書」

3、嘉元三(一二〇五)年、には更に、「日吉社・八王子神人」で在った他、「二宮権現の神人」を兼ねて居る事が見え、之等、供御人・神人兼帯は菅浦百姓等の選んだ道で、鎌倉幕府の守護・地頭の賦課の取分から逃れる為に、供御人・神人・社人の道を自らが進んだと言える。

之れ等により、菅浦供御人の場合、湖上交通の自由の確保、諸国往反の自由、「市」に於ける「津料」の免除の特権を授与されている。丹波国波々伯部村の田端百姓等は、所領加地子を「寄進」している。

4、丹波国波々伯部村の田端百姓等は、所領を感神院神人と成る為、加地子「寄進」により、其の主體的な側面を強めると共に「神職」と云う身分的特権を保有したので、「神職」を解かずして、如何でか繋持さるべけんや」と幕府の裁許状も認めざるを得ない、守護・地頭に對抗する、法的地位を確保出来た。

5、鎌倉幕府法が、「西国住人等、神人と号し、狼藉に及ぶ、彼等は院宮寺社等に供御物・寄物・功物の沙汰を好み、乱暴を致すの間、守護・地頭代等と争論に及ぶの時は、忽ち喧嘩に及ぶ」「神民、狼藉を致すに及んでは、神職を解却すべし」とした所から察するに、先の職人・商人的供御人・神人・寄人は献上物に供御を行なつて、其の身分を獲得し鎌倉幕府に對抗したとして、大きな問題となった。

6、貞応二(一二三三)年頃、大和国在庁官人等の解状に、「当国土民、皆以て諸社神人・院宮供御人・召状・大番舍人等なり、公田は、又、彼の權勢の輩等の兼作也」と云う状態を嘆き、彼等が「因役・雑事に對押し」て、此が「傍御の土民等、此の例を守る」と述べている。

7、淡路国では、彼等が「私出挙物を貢徴」する事が問題となった。

鎌倉幕府側の、守護・地頭や在地領主階級の諸勢力が、勿論之等の現象を全く放置していた訳では無かった。此等の對抗策として、次の様なものが見られる。

- イ、「市」「関」の支配 津料・通行料の徴収、
- ロ、「渡」「泊」の支配 船運送の監視制限、

ハ、「在家」の支配 彼等の生産の生活活動の形態に応じた在家数の制限。  
二、「給田」「給名品」 手工業者に給田・給名を与えて荘園村落内に抱え込む。

これ等の内最も有効な手段として、「給田」「名田品」を与えて、荘園村落内に抱込事であり、諸道往反し、山野を駆巡る供御人・神人集団と、座を結集する手工業者を分離して村落に定住させる事が出来た。

- 1、若狭國富田に於ては、「元は指したる百姓に非ず、領家の憐愍を以て召仕えらるる」「紙漉恒利」が見出される。「鎌倉幕府裁許状集」
- 2、宇佐宮では、「土器工長職」が見出され、「名田品」を与えられ、農工結合の状態が存在して居る。
- 3、嘉元四(一一三〇六)年、備後國大田荘の「栢論裁許状」には、「運送船に於ては、梶取(かじとり)給田を引募るの上、船賃は惣庄の役」とされた様に「年貢運送に當つた船頭は、「荘抱」であった。
- 4、鎌倉時代、薩摩國入来院塔原郷では、「借屋崎」「領主館」に市庭があり、皮屋・金家が地名として固定し、その他、「土器作」なる在家の名前も認められる。「入來文書」

此の様に、社会的分業の体型が、鎌倉幕府体制の中に於て、社会的分業の体型が、守護・地頭等の支配の掌中に次第に握られて行く様が見える。

然し、宮院寺社の特権を持つ供御人・神人等の利害を侵害するものであり、宮院方との確執となり、やがて承久の役となり、正中の安・元弘の乱に続き鎌倉幕府の倒壊に繋がる事になる。

鎌倉時代の社会的分業体型は、以上の如く、諸國を往反する供御人・神人型と、荘々村・村抱え型との二種類の手工業者Ⅱ商人に依つて担はれて居た。

然し乍ら、之等の生産物質は、量的にも質的にも、広範囲な繋がりをもち、経済活動に、重要な役目を担つて居

たのは、前者であり、彼等の展開する、物産Ⅱ商品と貨幣関係は遙かに後者を凌ぎ、此れ等の紛争の種が鎌倉幕府倒壊の原因を為したと言える。

### 現代に於ける「市」の構成

「市」にまつわるものに、現代迄続く、香具師(ヤシ・テキヤ)の集団がある、香具師の集団は神農皇帝を祭る神農皇帝(シンノウゴオテイ)を祭る人々には、薬草香り物を扱う香具師、医者・薬師・生薬商・検校職・針灸師・按摩・接骨師等が居り、昔、百草を嘗めて病氣を癒したと云う、神農皇帝の古事に習つて、今も、香具師(ヤシ・テキヤ)の人々は之を記る。

神農皇帝書の定めに従い、規則を創り、素人盲目等を此れに従がはせて、検校職とし、又、薬草香り物を扱う香具師、医者・薬師・生薬商・検校職・針灸師・按摩・接骨師等が、初めは香具師(コウグシ)の仲間とした。

現在は、次第に香具師の他、衣・食・住に関する雑色物等の交易を成す者、「市」に係る者全般を組織して、記下に組み込み、現在では「市」に係る者を惣じて、「ヤシ」と言う様になる。

諸國諸道の往反自由と、市・市での交易自由「津料」の免除の特権を有し、全国的組織で渡り歩く事の出来る渡世で、往時の供御人・神人としての流を汲む者達である。

是等、「ヤシ」集団に対し、市場町を形成する定見世商人が居る、給田・名田品を持つ荘・村抱と成り、体制の支配下と成つた者達で、「市」の構成は、江戸時代になると後者が「市」の主流となる。

鎌倉時代末頃より、本県域でも定期「市」の成立を見るが、其れ等は、初め月三度特定の日に開かれ三斉市であったが、室町時代には、五日置きに一度、定期的に月の内六回の「市」が開かれる六斉市に発展した。

南朝時代記の常陸国府での六斉市が早い例とすが、戦国時代になると、代銭納の為に錢貨の獲得や、年貢物の売却等の為に、「市」の重要性が増し、各地に市の設置を見る。

戦国大名は、領国経済の発展の為に地域毎の各地に、六斉市を設定し地域経済圏内の流通経済の発展を促進し、城下町の経営育成に重要な為、種々の保護を商人に与えた。

江戸時代になると、城下町や市場町の商人が経済的地位を高めるに至り、次第に供御人・持人等の「市」に占める影響力が奪はれて行き、「市場」の経済的機能の変革が見られ、地域の特産品の大量集荷となり官支配の経済となり、藩・領の経済の担い手となり発展してゆく。

### 延立八八五年 市相物 武州八八五年

武州文書、所載

### 市場之祭文

謹請敬供再拜カガ、敬白、  
夫市といつ(言う)は、私のはかり事にあらず、伊勢天照太神・住吉大明神の御はかり事なり、衆生のたからに何事かあるべき、市にまじたる宝八あらじ、門前の市・しゆんの市・たからの市・唐戸に八津間の市・西南の市と名付たり、天竺のもんせん市の市を吾朝にうつして、松堂をいはひ守護神をあかめ、十物十、百物百、千物千、種々色々の物を松堂の御前にそなえたてまつり、境神・当國六所大明神・口の御たけ・安光・高谷・塩舟等七所の権現、殊に八此所の鎮守、普天率土の有情非情、大小神祇、冥道を驚(敬)而言く、

今南閩浮提日本國王城のひかし(東)、武州庄郡鄉村に市をたて、種々の物けうやくを(交易)をしめさん

とす、市ハこれ万物のあつまる(集)所、町ハ財宝けうやく(交易)の構えなり、国土豊饒のはかり事、人民のたから、なに事かこれにしかんや、依之農帝の御代よりはしめて市をたてしよりこのかた、漢土日本國諸郡市をたてて、これひとへに国土太平の源なり。

然則吾朝に市立はしめし事ハ、昔大和國宇多郡に、三輪の市をたて、いちおり長者此市を立はしめ、此のかた、住よしの浜に草木の市と名付て、九月十三日に立けり、それより西のはまのえびすの三郎殿の浜の市とて立、ひたち(常陸)の國鹿嶋大明神も七月七日に市を立はしめ給しより、尾張國あびす(熱田)の大明神も熱田に市を立たまふ、下野國日光権現も中市を立たまふ、出羽國羽黒権現もたうけ(平向)の市を立たまふ(給)、信濃國諏訪大明神も御さ山の市をたてたまふ、武州六所大明神も五月え(会)の市を立たまふ、あたちの(足立)郡氷(氷)河大明神も氷河の市とて立たまひて。

人民をまほり(護)固々保々莊園鄉村里々に市をたつる事、神のめぐみより出たり、神かならず擁護し給はんにおいてハ、國家おたやかに人民もゆたかなり、故に正直のまつり事を驚の世といひ、正直の卒(率)法を驚の法と名付たり、しかるに身のうえの飾、口の中の食も、ミな市をもつて鉢とし、町をもつて本とす、然則当地頭ならひに在地の貴賤上下、一身(味)同心の儀をいたし、はしめて彼所に店屋をこしらへ、あたらしく市をたて、守護神市姫とあかめたてまつる物也。

本地を申せば、往古の大日如來法身のみなもとより出たまひ、和光のちり(塵)にましハリ、化土(度)利生のためと、すいしやく(三迹)とあらはれたまふ、或八月ともあらわれ、日ともなり給ふ、その光たれかいた、かざらん、或八雨となり雲ともなりたまふ、その徳のおそれ誰かかうむらざらん、したるに飲食衣服金銀珠玉、うる(売)人もかう(買)人も、ことごとく売買の徳利のよろこび(喜)をなし、富貴ハ昇降の御代にことならず、細々の珍事ちうゆみの難なく、ちかくよりとをきにのぞみ、いま此市にたち入ハ、百廿年の御命を八たもつへし、此市のはんしやう(繁昌)ハ、天ちくの門前市のことくらん、天長地久、御願圓滿、息災延命のため、時に八七難即滅、七福即生、百姓与楽、常に歡喜、万壽榮花、千秋繁昌、と敬白、  
本書者、延文六年辛丑九月九日、  
今書、応永廿二年七月廿日、

武州足立郡礮市祭成之、  
武州足立郡遊馬郷指扇村市祭成之、  
武州足立郡与野市祭成之、

武州崎西部行田市祭成之、  
下総州下河辺庄(葛飾郡)花和田市祭成之、  
武州足立郡大門市祭成之、

武州足立郡青木市祭成之、  
 武州足立郡鳩ヶ谷之里市祭成之、  
 武州河越庄(入間郡)古屋屋市祭成之、  
 武州伊久宇市祭成之、  
 下総州下河辺庄(葛飾郡)彦名市祭成之、  
 武州崎西部黒浜市祭成之、  
 武州崎西部難市祭成之、  
 武州崎西部末田市祭成之、  
 武蔵州太田庄(埼玉郡)野田市祭成之、  
 武州足立郡野田市祭成之、  
 武州足立郡方柳市祭成之、  
 武蔵州太田庄(埼玉郡)久米原市祭成之、  
 下総州春日部郷市祭成之、

貞治元年・正平十六年壬寅(一一三六二)

武州崎西部平野宿市祭成之、  
 ○ 本文書、後世ノモノト思ワルルモ、文中ノ年記ニ従イ、便宜ココニ取ム。

武州入間郡水子郷市立時、羽倉彦次郎市祭成之、  
 「是ヨリ番ツキノ様見ユル」  
 武州足立郡かう之すの市祭成之、  
 武州足立郡いつきほり市祭成之、  
 下総国下河辺(葛飾郡)吉河市祭成之、  
 武州伊草(比企郡)市祭成之、(草加の誤か?)  
 武州老西こうり八十市祭成之、(八条か)  
 武州老西こうりかゝさねかふ道いちまつり  
 武州大田庄(太)たかゆわ(高岩)いちまつり是なり、  
 下総国(埼玉郡)十もり嶋の市祭成之、  
 武州崎西部岩付ふち宿市祭成之、  
 武州崎西部岩付くほ宿市祭成之、

以上



越ヶ谷本町 市神神社

参考資料 越谷市史、新編武蔵風土記稿、埼玉歴史事典、  
 埼玉県の歴史、歴史講座中世史

この研究物は山崎善司氏にとって遺作となつたものです。  
 山崎氏は、本会の発展に大いに尽くし副会長も務めたことがありました。一方では『会田氏』『古志賀谷氏』等の深い研究は勿論、昭和六三年一月二十四日の当会主催の第九十回研究発表会において出されました『越ヶ谷言葉 方言と訛集』の研究冊子は、山崎氏ならではの取り組めた貴重な研究物として越谷市内外において高く評価されました。このように郷土史の研究に深く貢献されてきました。今後越谷市及びその周辺の歴史、特に中世史の解明にご活躍を期待されながら惜しくも今年八月二十二日に他界されました。ここにあらためてご冥福をお祈り致します。

合 掌

# 9 一ツ網土橋架け替えについて

恐れ乍ら書き付けを以て願い上げ奉り候

字一ノ網

土橋長さ拾三間、横九尺

武州埼玉郡

大間野村

外六ヶ村

組合

右ハ当村字一ノ網土橋の儀、前々より御普請所ニ御座候所

去ル文正六巳年中大破に及び、御入用御普請致し下され、丈夫ニ相保ち

有り難き仕合わせ「に」存じ奉り候。是迄、小破の節ハ、成丈、村繕ひニ仕り候え共

舊年年来相立ち、木品悉く朽ち損じ大破「に」右よひ、目

力に及び置、難儀至極仕り候間、何卒、御慈悲を以て右場所

御旨分致し下し置かれ、御普請御せ付けられ、下し置かれ度、願い上げ奉り候。

右、願いの通り御普請を、成し下し置かれ候ハ、有り難き仕合わせ「に」

存じ奉り候。已上

当御代官所

武州埼玉郡大間野村

文政十三年十月

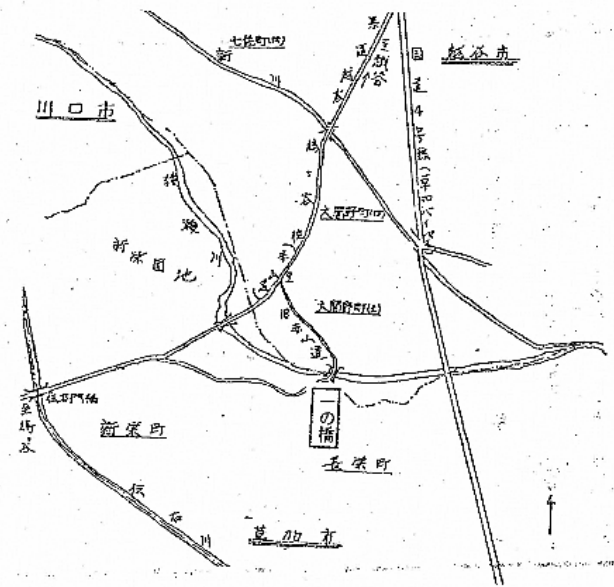
名主

五郎左衛門 命

半番

文 平 忠

羽倉外記様  
御役所



吉田 敏子



この古文書は、『9. 一ノ綱土橋架け替えについて』(頁44)の資料である。

此後此の事ハ申上ル候事

字ノ綱

又橋は此方 候事

兼所 候事

大目野

外六ヶ 村

右ノ事ハ申上ル候事

且又此等ノ中ノ大目野ノ村ハ此等ノ所ニ在リ申上ル候事

此等ノ事ハ此等ノ事ニ由リ申上ル候事

又此等ノ事ハ此等ノ事ニ由リ申上ル候事

此等ノ事ハ此等ノ事ニ由リ申上ル候事

此等ノ事ハ此等ノ事ニ由リ申上ル候事

此等ノ事ハ此等ノ事ニ由リ申上ル候事

申上ル候事

此等ノ事ハ此等ノ事ニ由リ申上ル候事

石

此等ノ事ハ此等ノ事ニ由リ申上ル候事

天保五年三月十日

此等ノ事ハ此等ノ事ニ由リ申上ル候事

村公事ノ事

印 役所

越谷市大間野  
響谷慶三郎氏所蔵